

近年の韓国における木造住宅生産に関する研究 —全羅南道・幸福村プロジェクトの木造住宅施工業者に着目して—

主査 権藤 智之^{*1}
委員 蟹澤 宏剛^{*2}, 金 容善^{*3}, 金 善旭^{*4},

韓国では現在、鉄筋コンクリート造（以下、RC造）集合住宅居住が一般的であるが、2000年以降、郊外を中心に木造軸組構法住宅の建設が見られるようになり、国や地方自治体も支援している。本研究では、韓国南西部・全羅南道の幸福村事業を対象とし、事業の概要および住宅生産システム、供給される木造軸組構法住宅の特徴を明らかにした。幸福村事業の特徴として、規模の大きさ、伝統的意匠の活用、観光用ではなく居住用の住宅供給であることがあげられる。住宅生産システムでは、施工会社や大工・職人などの主体についてどのような特徴が見られるかをまとめた。住宅の特徴では、伝統的意匠による大断面材の使用や自然素材の積極的な活用を指摘した。

キーワード : 1)韓国, 2)木造軸組構法住宅, 3)施工会社, 4)全羅南道, 5)大工,
6)幸福村事業, 7)木材流通, 8)住宅構法, 9)韓屋, 10)住宅地整備

WOODEN HOUSING SYSTEM IN RECENT KOREA —Wooden Contractors in Happiness Village Project by Jeollanamdo—

Ch. Gondo Tomoyuki
Mem. Kanisawa Hirotake, Kim Yongsun, and Kim Sunwook

In Korea, wooden house construction increases recently. Furthermore, Korean government started post and beam house development projects. This study focuses on Happiness Village Project (HVP) in Jeollanamdo. HVP uses traditional design post and beam houses to increase population in suburban areas. This study discusses the housing system of HVP, using data from the interviews with almost 40 companies and association in Jeollanamdo, including Jeollanamdo Provincial Government, carpenters, lumber mills, in particular 20 wooden contractors. Thus this study pointed out the characteristics of rules, wooden contractors, and house specifications in HVP.

1. はじめに

1.1 研究の背景・目的

本研究の目的は、近年の韓国における木造軸組構法住宅生産の実態を、具体的なプロジェクトに即して明らかにすることである。

近年、韓国において木造住宅建設の増加が見られる。既発表論文¹⁾でも指摘したように、近年増加している木造住宅の多くは枠組壁構法（以下、2×4 構法）住宅と考えられるが、2000 年以降、韓国政府や地方自治体も木造軸組構法住宅の支援に力を入れている。一例として、日本の国土交通省にあたる国土海洋部が、2011 年に国家韓屋センターを設立し、韓国の伝統的木造軸組構法住宅である韓屋の意匠と、プレカットなど現代的な技術を組み合わせた住宅開発を進めている。

こうした取り組みのモデルとなったのが、韓国南西部・全羅南道で 2007 年に始まった幸福村事業である。これは地域振興を目的とし、全羅南道が定めた仕様に合う

住宅を含む住宅地開発に対して、全羅南道が支援を行うものである。後述するように、幸福村事業により、全羅南道では年間数百棟規模で木造軸組構法住宅が供給されている。本研究では幸福村事業を対象として、近年増加傾向にある韓屋型の木造軸組構法住宅がどのようなものか、大工・職人や木材流通、制度まで含めて木造軸組構法住宅がどのように供給されているか、明らかにすることを目的としている。

1.2 研究の方法・対象

本研究では、幸福村事業に関わる全羅南道の行政関係者、施工会社、設計事務所、製材所等、約 40 主体へのインタビューを行った（表 1-1）。インタビューは、2012 年 7 月から、2013 年 10 月にかけて 5 回行った。尚、本稿では他研究で行った 2011 年 12 月、2012 年 1 月、5 月調査の結果（中央行政等、全羅南道以外が主たる対象）も分析に含める。

^{*1} 首都大学東京 准教授

^{*2} 芝浦工業大学 教授

^{*3} 東京大学 研究員

^{*4} 東京大学大学院 博士課程

表 1-1 インタビュー対象・内容

対象職種等	対象数 (略称)	概要・備考
行政・大学関係者等	7	全羅南道，大学関係者，韓屋建築学校，木材流通センターなど
施工会社（工務店）	20(B01～B20)	2011～13 年度に指定された施工会社を対象としている。
製材所	5（L1～L5）	B02, B03 社は製材所から施工にも進出しており双方に含めた。
設計事務所	3（A1～A3）	幸福村事業の審査に関わる設計事務所 2 社が含まれる。
その他（大工等）	15	大工 5(全羅南道以外 2), 瓦工 1, 林業関係者 1, 全羅南道以外の施工会社，行政関係者等
2012 年 5 月以前の調査 3 回	12	国土海洋部，山林庁など中央行政，木造住宅関連団体等

1.3 既往研究と本研究の位置づけ

韓国では戦後 RC 造マンション居住が一般化したため，木造戸建住宅に関する研究は日本式住宅を扱ったもの²⁾，³⁾ やソウル市の都市型韓屋を扱ったもの⁴⁾，⁵⁾ など，戦前に建設された住宅を対象としたものが多い。

近年の韓国の木造住宅に関する研究として，林学分野では木材流通拠点⁶⁾や 1990 年代以降の 2×4 構法住宅増加⁷⁾を扱ったものが見られるが，建築分野から近年の木造住宅を取り上げた既往の知見は極めて少ない。建築分野の代表的成果として，李らの技能教育を主に扱ったもの⁸⁾があり，大工不足や法律の未整備など木造住宅生産上の課題が複数指摘されている。しかし，同研究でも 2000 年代後半に始まった木造軸組構法住宅に関連する取り組みについては触れられておらず，研究方法も資料調査と教育施設，業界団体へのインタビューが主で，現場レベルの実態把握は十分に行なわれていない。

これに対し筆者らは，2000 年代後半以降に注目を集め始めた木造軸組構法住宅を対象とする。既発表論文¹⁾では，中央行政の取り組みや関連する統計情報，教育施設等の現状をまとめた。本研究は，全羅南道の幸福村事業に対象を限定することで，行政等に限らず，施工会社や大工など様々な主体へのインタビュー・資料収集を行ない，地域の木造住宅生産システムの全体像を具体的に把握する点に特徴がある。

1.4 研究の構成

1 章では研究の枠組をまとめる。2 章では，全羅南道に限らず，韓国全体における戦後の木造住宅生産の変遷を統計および既往研究を元にまとめ，幸福村事業の位置づけを明確にする。3 章では全羅南道において，幸福村事業をはじめとする韓屋を用いた住宅地整備が開始された経緯および幸福村事業の規模，補助制度の内容をまとめる。4 章では，施工会社や大工，製材所等に対するインタビューから幸福村事業における住宅生産の特徴を，施工会社の特性や大工・職人の実態，木材流通等の観点か

らまとめる。5 章では，幸福村事業で供給されている韓屋の構法的な特徴を全羅南道が発行する標準的な平面図や仕様リストと合わせてまとめる。6 章では研究全体をまとめる。

2. 韓国における木造住宅生産

2.1 戦後の木造住宅生産概観

韓国でも 1950，60 年代までは木造の戸建住宅生産が主流であったが，1970 年代以降マンション，アパート等の集合住宅が広く供給されるようになる。木造住宅が減少した要因として，戦争による森林荒廃や戦後復興期の過度な森林伐採とその後の極端な森林保護政策，都市部への人口集中，コンクリート系産業を推進する政策などが指摘されている⁹⁾。結果的に韓国では新規に供給される住宅の大半はマンション等の集合住宅となる一方^{注 1)}，年間木造建築許可数は 1996 年まで 1000 棟未満を推移するなど，通常の住宅生産において木造住宅を選択することは，大工の確保や木材入手などの面から難しくなると考えられる^{注 2)}。

その後，1990 年頃からは田園住宅と呼ばれ戸建住宅が都市近郊で建設され始めた。田園住宅はマンション・アパート居住の反動，健康的な住宅への嗜好などから増加したと考えられ，大半が 2×4 構法住宅であった^{注 3)}。また，1990 年頃の 2×4 構法住宅は，韓国内の木造住宅に必要な材料・技術者の不足から，必要とされる全ての木質建材を輸入するパッケージ輸入で，専門技術者も輸出国から招いて施工が行われていた^{注 4)}。

さらに，2000 年頃からは全州，ソウルなど都市部に残された都市型韓屋保存の動きが見られ始めた^{注 5)}。全州では 1998 年から都市型韓屋の保存修復に加えて，韓屋風の観光施設を整備している。ソウルでも 1930 年代の韓屋が集中する北村地区で 2001 年から韓屋の保存修復を始めている^{注 6)}。



写真 2-1 ソウル北村の韓屋保存地区

2.2 行政の取り組み

このような韓屋の保存修復に加え，2000 年代後半にな

ると、全羅南道をはじめとする地方自治体で木造軸組構法住宅生産を支援する動きが加わり、中央行政もこれに追従している。

国土海洋部が、木造住宅振興に取り組み始めた理由は、韓国文化の発信および国民の木造住宅嗜好への対応である。特に韓国文化を発信する事業の一環として、伝統的意匠を用いた木造軸組構法住宅・建築の開発・普及を『新韓屋プラン』と名付け推進している。2011年5月には、韓屋文化振興を目的として、国家韓屋センターを建築都市空間研究所（AURI）の下に設立した。国家韓屋センターでは、プレカット工法等の適用により、韓屋の性能の向上、費用削減（伝統韓屋の60%程度の価格が目標）を進めるとともに、現代生活に適合した新たな平面の開発も進めている。

日本の林野庁にあたる山林庁では、1999年12月から2×4構法の洋風木造住宅を韓国に合わせて改良した韓国型木造住宅開発を始めた。2006年にはプレカット工法や韓国産カラマツ集成材を用いた木造軸組構法のテストハウスを山林科学院敷地内に建設した。山林庁では2009年に関連する研究を『Han-Green』プロジェクトと名付けた。

2.3 統計上の傾向

韓国では、2001年以前の木造住宅着工数に関する統計は見られない。韓国の新築木造住居用建築物着工棟数^{注7)}は、統計が公開された2002年の481棟（全新築木造建築物着工数865棟）から2011年は6425棟（同7847棟）と10年程度で10倍以上に増加している（図2-1）。新築住居用建築物着工数に占める木造の割合も2002年の0.77%から2011年の8.24%まで増加した。また、2010年以降は木造単独住宅（戸建住宅にあたる）の新築着工数も公開されており、新築単独住宅着工数に占める木造の割合は9.85%である。尚、2×4構法住宅や木造軸組構法住宅に限った統計は見られないが、国土海洋部担当者は、木造軸組構法住宅の年間着工棟数は1000棟程度ではないかと述べた^{注8)}。

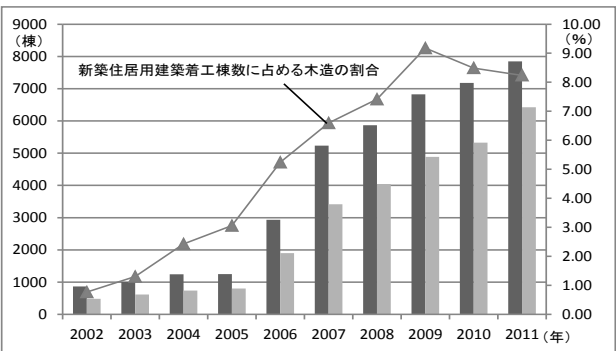


図 2-1 韓国の新築木造建築着工棟数推移（左：全建築、右：住居用）

一方、韓国の木材生産について見ると、1961年の山林法制定から始まった多様な森林の保護・育成政策によって、森林蓄積が125.62 m³/haまで増加した（1960、70年代は10～20 m³/ha程度）。韓国では森林保護のため森林伐採を行うには多くの規制がある。一例として、最大伐採面積50ha（2010年まで30ha）、基準伐期（2008年緩和）、検印制度（2010年廃止）などの規制が存在した。これらの規制は、近年森林蓄積の増加を受けて緩和されている。また、森林蓄積の増加や規制緩和とともに韓国産材の自給率も徐々に増加し、1995年には4.2%であったが、2010年には13.5%まで増加した^{注9)}。

3. 幸福村事業の概要

3.1 幸福村事業の経緯

全羅南道の韓屋振興政策は、2004年6月に就任した道知事が開始した。当初、全羅南道は伝統韓屋の保存及び新築韓屋を用いた民宿事業活性化に取り組んだが、徐々に韓屋を用いた農村・漁村の住宅地整備に比重が移る。

事業の展開は早く、道知事の就任から7ヶ月で韓屋標準設計図を発刊した。2005年12月には韓屋に対する支援の根拠とするため韓屋の定義を定め、2006年9月には韓屋振興政策を推進するための幸福村課を設置した。幸福村課が中心となり、2007年には幸福村事業という名称で、韓屋を用いた住宅地整備事業が本格的に開始された。表3-1に全羅南道の韓屋振興の取り組みをまとめた。

表 3-1 全羅南道の韓屋振興の取り組み

時期	実施項目	目的・内容
2005.01	韓屋標準設計図書発刊	韓屋専門設計者不足の解決と部材標準化による費用節減を意図
2005.12	韓屋支援条例制定	韓屋の定義、韓屋委員会設置、韓屋支援内容・財源準備の根拠
2006.02	韓屋委員会設置	韓屋建築を正しく定着させるために幸福村の韓屋を事前に審査
2006.03	韓屋施工マニュアル発刊	韓屋施工技術に関する認識拡散と今後住居者によるDIYや維持管理を可能に
2006.09	韓屋施行規則制定	具体的な法案及び韓屋建築基準の整備
	幸福村課新設	分散された業務の効率化と費用節減
2007.05 2007.09	韓屋活性化教育	全羅南道傘下各地方自治体の役員と関連公務員に対する啓蒙
2010.02	施工会社指定制度	手抜き工事防止、堅実な施工の定着
	公募制導入	事業の外形拡大から内的充実への転換
その他	韓屋関連セミナー	全羅南道韓屋事業広報及び民・官の研究者の連携強化
	韓屋博覧会	2010.10から2年毎に開催

3.2 幸福村事業の規模

幸福村は、既存の村を対象とし韓屋を新築するか既存住宅を韓屋に建て替える「既存村整備型」、新しく敷地を造成して韓屋を建設する「新規村造成型」、保存状態がよい韓屋が残り、観光資源化が可能な地域を指定して韓屋を新築する「韓屋保存型」からなる。表 3-2 に 3 種類の例を示す。

表 3-2 類型別幸福村全景及び概要

村の全景	概要
	既存村整備型 名称：MY 村 指定：2007 年 承認：18 棟 竣工：18 棟 建設中：なし
	新規村造成型 名称：JH 村 指定：2012 年 承認：11 棟 竣工：7 棟 建設中：4 棟
	韓屋保存型 名称：YG 村 指定：2007 年 承認：32 棟 竣工：31 棟 建設中：1 棟

幸福村事業では、2013 年まで 1 邑・面^{注10)} 毎に 1 村を開発し、2014 年までに 200 村、韓屋 3,152 棟を建設することを目標としている。2013 年 5 月現在、129 村が幸福村として認定され、1,561 棟が建設承認審査を通過し、そのうち 80 村の 955 棟が竣工している（表 3-3）。

表 3-3 幸福村事業の棟数推移^{注19)}

指定 年度	既存村整備型			新規村造成型			韓屋保存型		
	村数	承認	竣工	村数	承認	竣工	村数	承認	竣工
2007	5	93	93	-	-	-	4	42	41
2008	12	200	199	-	-	-	1	11	11
2009	22	314	283	1	30	23	-	-	-
2010	20	290	216	1	22	19	-	-	-
2011	19	253	55	2	35	6	-	-	-
2012	20	257	2	1	11	7	-	-	-
合計	98	1410	848	5	98	55	5	53	52

※幸福村造成事業現況（全羅南道幸福村課，2012.03）より

幸福村 1 村当たりの韓屋棟数は、既存村整備型では最少 10 棟から最多 30 棟までとされており、平均棟数は 14 棟程度である。新規村造成型では 1 村当たりの棟数は 11～30 棟であるが、予備村^{注11)}として敷地を造成してい

る新規団地型を含めると 11～54 棟となる。

幸福村は木浦市を除く^{注12)} 全羅南道の 21 市・郡に竣工または計画されているが、市・郡毎の村数・棟数は最少 1 村・12 棟から最大 8 村・135 棟まで偏りが見られる。年間承認棟数の推移をみると、2007 年の 135 棟から 2009 年には 344 棟まで増加したが、その後、2010 年以後は約 300 棟程度で推移している。

2013 年 5 月までに建設された幸福村数の内訳を見ると、既存村整備型と韓屋保存型の 103 村 900 棟に対して、新規村造成型は 5 村の 55 棟に留まっている。

3.3 補助制度・対象

幸福村事業では、全羅南道が定めた基準に沿って、韓屋に対する補助を受けることができる。幸福村事業の開始当初は住宅毎の申請でも補助を行っていたが、現在は韓屋を 10 棟以上含む住宅地の住宅が対象となる。ただし、申請時は 12 棟以上での申請が必要である。この変更は、申請から着工の間に、資金計画等の問題により取り下げる事例が見られたためになされた。

個々の韓屋建設に対しては、総工事費の 1/2 以内の範囲で全羅南道から 2,000 万ウォン（日本円換算約 200 万円、1 円=10 ウォン換算）、市・郡から 1,000～2,000 万ウォンの補助を受けることができる。これに加え、韓国では一般的に集合住宅に比べて戸建住宅の担保価値が低く融資を受けにくいことから、幸福村事業では道の保証で年利 2%の低利な融資 3,000 万ウォン（3 年据置，7 年償還）を受けることができる。2013 年 4 月からは融資の上限額が 4,000 万ウォンにまで引き上げられた。全羅南道ではこうした補助を韓屋が普及するまで行う計画である。施工会社等へのインタビューによれば、幸福村事業の韓屋の平均的な建設費は 1 億 5 千万ウォン程度であり、施主は建設費の 2 分の 1 程度を補助金や低利融資として受け取ることができる。

住宅単体への補助に加えて、幸福村の公共基盤整備に 3 億ウォンが受けられる。3 億ウォンのうち、道が 1 億 5000 万ウォン、市・郡が 1 億 5000 万ウォンを負担する。

類似の公共基盤整備に対する補助として、韓国では農林水産部による田園村造成事業^{注13)}があり、20 戸以上の田園村に対して国の補助が受けられる。田園村造成事業も農村・漁村の空洞化対策を目的としている。この事業は建設する住宅の仕様が限られておらず、また全国を対象にする新規村造成事業であるため、全羅南道では田園村造成事業を幸福村事業の「新規村造成型」と連携して推進している。ただし、両事業に該当する場合、全羅南道の補助対象は住宅のみになる。

また、幸福村の居住者にも条件があり、道内に 1 年以上住民登録し、実際に居住したものと定められている。建設後に居住者は定住する必要があるが、3 年以内に当該

住宅を転売，または週末住宅や別荘として利用した場合は補助が取り下げられる。幸福村の住民 15 名に対するインタビューでは，住宅地に幸福村事業の認可が降りた後から住宅単体の追加申請も可能であるため，全羅南道以外の住人が全羅南道に住民票を移して 1 年以上が経ち幸福村事業への申請資格を得た後，既に認可を得た幸福村に住宅を建てて住み始める事例も見られた。



写真 3-1 幸福村の韓屋（左上：施工中外観，右上：竣工後，左下：内観，右下：現代的設備）

3.4 審査

幸福村および韓屋の審査は全羅南道が設置する韓屋委員会で行う。韓屋委員会は，韓屋の保存及び建設に関する調査・審議・諮問を目的として，2006 年 2 月に設置された。

韓屋委員会の委員は任期 2 年で，2012 年 7 月現在 15 名で構成されている。委員は有識者 10 名，道議員 2 名，行政 3 名で構成される。有識者 10 名は当初，大学教授 6 名，建築士 4 名であったが，2012 年からは計画，景観造園，施工，構造，設計，都市計画の 6 分野の委員に変更され，大学教授は伝統建築を専門とする 3 名，景観及び造園専門の 2 名，都市計画専門の 1 名となった。実務に係わる専門家は，施工会社（後述の指定施工会社は含まない）を運営する文化財補修技術者，構造技術士，文化財実測技術者資格を有する設計士，一般の建築士の各 1 名である。韓屋委員会は年 3，4 回程度開催される。

当初，韓屋委員会で幸福村と個々の韓屋の審査を行っていたが，2009 年からは，個々の韓屋の審査を専門に行う設計検討委員会が韓屋委員会の下に設けられた。設計検討委員会は文化財実測技術者の資格を持つ文化財専門設計者 3 名で構成されており，うち 1 名は韓屋委員会の委員も兼任している。尚，韓屋委員会，設計検討委員会の委員は幸福村事業の設計や施工に関与してはならない。

韓屋の審査基準に関して定められたルールはないが，4 章で述べる韓屋建築推進指針と標準設計図書を参考に審査を行うと，韓屋委員会委員は述べた。

4. 幸福村事業の生産システムの特徴

4.1 施工会社の認定制度

幸福村事業の開始当初，居住者は施工会社や大工を自由に選択できた。韓国では 661 m²以下の小規模建築物では建設業免許がなくても施工を行うことができ，幸福村の韓屋もこれに含まれるため，小規模な施工会社や個人で活動する大工が施工に参加し，極端な価格競争が起こった。結果的に，手抜き工事や施工の放棄，職人への賃金未払いなどの問題が発生し，その対策として，2010 年 2 月から幸福村事業では施工会社指定制度が設けられた。

全羅南道の施工会社指定制度は当初，本社の所在地が全羅南道にあること，建設業免許を保持することの 2 点が条件であった。施工会社指定制度開始時点では，施工会社 29 社を指定し，後の追加で 2010 年は最終的に 54 社の施工会社が指定を受けた。

その後，指定を受けても施工能力等に問題がある施工会社が多かったことから，2011 年には伝統木造関連資格保有者^{注 14)} 1 名以上の社員としての雇用が条件に加えられた。さらに 2012 年には資格保有者数が 2 名以上と変更され，過去 2 年間の韓屋施工実績も 5 棟以上と定められた（新規に指定を受けた場合は免除）。

指定基準が強化されたため，2011 年に 56 社あった指定会社は，2012 年に 28 社と半数程度まで減少した。尚，大工は指定を受けた施工会社を必要とし，施工会社は有資格の大工等の伝統木造関連資格保有者を必要とすることから施工会社と大工を結びつける仲介業者も存在する。

施工会社の指定は毎年 2 月に更新されるが，クレームが多く資金力に問題がある場合や後述する韓屋建築推進指針から外れた施工を行った施工会社は警告を受け，警告が 2 回以上になると指定が取り下げられる。

4.2 施工会社の特徴

次に，指定施工会社 20 社のインタビューから，指定施工会社の属性をまとめる（表 4-1）。まず，指定施工会社の規模は比較的小規模な場合が多く，20 社中 15 社が社員 10 人未満である。施工会社 20 社の 2011 年度韓屋供給棟数は 0 棟から 20 棟まで幅がある。20 社中 12 社の事業エリアは全羅南道に限られる。中でも B01，B06，B09 社は全羅南道内でも会社所在地近くに限って施工を行っている。

指定施工会社 20 社の出自，木造住宅施工以前の業種を見ると，大工が法人化して施工会社になった事例以外に，インテリアや家具など住宅・木材関連企業，文化財専門の施工会社，製材所など木材流通業からの進出が見られた。多くの場合，幸福村事業の開始に伴い，韓屋住宅生産を開始しており，20 社中 13 社は幸福村事業開始後に前身となったものとは別に幸福村の韓屋建設を行う施工会社を設立している。

比較的資金力のある製材所に対しては、全羅南道が施工会社を始めるよう依頼する場合も見られた。B03 社は文化財建築用に木材を供給する製材所であったが、取引関係にあった大工を集めて施工を開始した。B02 社は木材輸入を行う商社だったが、幸福村事業によって製材も開始し、施工会社の指定も受けたが、指定条件の強化や施工単価の低下によって利益を確保することが難しいと判断し、2012 年の指定施工会社の更新は行っていない。

このように木造建築を施工した経験のない企業の進出が見られる一方、文化財専門の建設会社は韓屋建設の経験を幸福村事業以前から持つ。韓国で文化財専門の建設会社の認定を受けるためには、大工以外に左官、瓦、漆、造園など 7 職種の資格者を社員として雇用する必要がある。そのため、文化財専門の建設会社は 20 社の中でも比較的規模が大きい。ただ、後述するように、幸福村事業の韓屋の施工単価は低く、利益を確保するのが難しいと答える文化財専門の建設会社も複数見られた。

インタビューから、施工会社が営業活動を独自に行ったり、地縁・血縁によって受注する場合は少ない。営業活動を行う場合は、幸福村の施工会社を決める居住者の会議に参加し、施主に直接営業活動を行う。多くの施工会社が指摘した受注方法は、施主が施工現場や竣工物件を見て依頼してくるというものである。また、施工会社が雇用する社員大工や、日頃つきあいのある協力大工が施主を紹介し、施工会社が契約する場合も見られる。インテリア工事から韓屋建設に進出した B05 社では、資格者の大工が営業から大工や職人の確保、施工までほとんど 1 人で行う。

4.3 大工・職人

1) 大工

韓国では大工を木手（モクス）と呼ぶ。韓国全体では大工の不足が指摘されるが、幸福村事業によって大工が全羅南道に集まったため、全羅南道の指定施工会社 20 社では現在、大工の不足は認識されていなかった。

大工の日当は、15 万ウォン程度であり、技能レベルによって 10～20 万ウォン程度の幅が見られる。大工の給料の計算方法は日当の他に、坪当たりや、施工する木材の体積当たりで計算される場合も見られた。体積当たりで計算する場合、単位として『才(サイ)』(30×30×3600 mm)が使われる。才は、日本でもかつて貴重材などに使われていた単位である。1 才当たりの大工加工賃は 1600～2200 ウォン程度である。

インタビューから、大工は 5 名程度のチームで活動している。人数が多い場合は 10 名程度のチームも見られた。指定施工会社は大工チームと施工契約を結ぶ。各チームの代表は『オヤジ』と呼ばれる。チームのメンバーは固定される場合と、オヤジが工事ごとに編成する場合が見られる。施工会社インタビューによると、オヤジの報酬は、25 万ウォン／日程度や『通常の大工の報酬に 5 万ウォン／程度加える』といったものである。施工会社はチーム全体の報酬をまとめてオヤジに支払いそれをオヤジが分配することが慣習的に行われている。

大工の福利厚生を見ると、施工会社が 4 大保険（産業災害保険、雇用保険、国民健康保険、国民年金保険）を負担する社員大工は少ない。ただし、先述のように幸福村事業では、指定施工会社に木造関連資格保有者 2 名以

表4-1 対象施工会社の概要

施工会社	業種	法人設立年 (前身の法人)	指定年度	社員数	2011年度建設実績		大工		受注地域	指定以前の業種	施工単価 万ウォン／坪
					韓屋	その他	社員数	チーム			
B01	専門建設業	2011 (1988)	2011	7	20棟	10棟	2	3	全羅南道	建設	500
B02	総合建設業	2009 (2006)	2010	8	12棟	2棟	0	3	全国	原木輸入・製材	500～600
B03	総合建設業	2009 (1992)	2010	12	14棟	－	2	10	全羅南道	製材	550
B04	総合建設業	2003	2010	8	0棟	－	8	2	全羅南道	文化財	700
B05	専門建設業	2005 (1981)	2012	5	0棟	0棟	2	2	全羅南道	室内建築・製材	500
B06	専門建設業	1992	2011	8	7棟	1棟	2	4	全羅南道	室内建築・建設	500
B07	総合建設業	2000 (1996)	2010	40	15棟	－	8	6	全羅南道	文化財	400～450
B08	住宅建設業	－	2010	－	－	－	2	2	全羅南道	建設	－
B09	専門建設業	2009 (1982)	2010	6	13棟	1～2棟	2	2	全羅南道	建設	450
B10	住宅建設業	2011 (2009)	2011	13	12棟	－	2	9	全羅南道	製材	500
B11	総合建設業	2002 (1992)	2010	25	14棟	1～2棟	2	2	全国	瓦製造	480
B12	専門建設業	2008	2010	6	4棟	3棟	2	3	全羅南道	－	550
B13	専門建設業	2009 (2001)	2010	7	4棟	－	2	4	全羅南道	建設	600
B14	専門建設業	2010 (2000)	2011	5	5棟	－	2	4	全羅南道	建設	530
B15	住宅建設業	2009 (2005)	2010	4	15棟	－	2	2	全国	建設	520～550
B16	専門建設業	2011	2012	7	0棟	0棟	2	3	全国	建設	520
B17	個人事業者	2012 (2004)	一※2	4	10棟	改築10棟	1	1	全国	室内建築	700～750
B18	住宅建設業	2007 (1992)	2011	6	4 棟		2	4	全国	設備, ログハウス	500
B19	専門建設業	2009	2010	7	4 棟		2	3	全国		500
B20	総合建設業	2000 (1993)	2010	42	12棟		7	6	全国	文化財	850

※1 2009年度以前から幸福村事業に参加している工務店も含まれる。 ※2 B17社は指定制度導入以前に幸福村事業に参加していた。

上の雇用を義務付けており、社員大工の雇用が見られる。インタビューを行った施工会社 20 社中 15 社が、幸福村事業の施工会社指定制度の基準に従って、2 名のみ社員大工を雇用している。木造関連資格保有者には資格料のようなかたちで、歩合給と別に固定給を支払う施工会社も見られた。このような社員大工は有資格者でもあることから、チームのオヤジを務める場合も多い。

大工資格には技能者と技術者がある。技術者の方が社会的な地位が高く、対象とした施工会社 20 社の中では、文化財系の施工会社以外で技術者は見られなかった。施工会社 B04、B07 社は技術者には毎月基本給を支払うが、技能者に基本給は支払わない。社員大工ではない場合、施工会社が契約した建築工事では、施工会社は大工の産業災害保険と雇用保険のみを負担する。

2) 職人・専門工事業者

大工以外に施工に関わる職人・専門工事業者として、左官、瓦工、組積（壁）、石工、電気、設備、タイル、インテリア、木製窓・門、木製以外の窓・門、シンク、家具などがあげられた。基礎は施工会社や大工が施工する場合が多い。B20 社は全羅南道、ソウルを中心に韓屋建設を行うが、大工、左官、瓦工、石工の 4 職種は、どの地域の施工でも同じ職人を連れて行くと述べた。

大工の種類が細かく分かれており、インテリアはインテリア大工（木手）、木製窓は窓大工（木手）が担当する場合も見られた。インテリア大工は内蔵木手（ネジャンモクス）、窓大工は小木（ソモク）と呼ばれる場合もある。先述の木躯体工事を担当する大工は、これらと区別する場合、大木（デモク）とも呼ばれる。一方で、インテリアも大木が仕上げる場合が見られるなど、役割分担は施工会社や大工チームによって違いが見られた。

施工会社インタビューから、最も日給が高いのは瓦工で、大木と同程度かそれ以上の報酬で、30 万ウォン／日程度で働く場合も見られる。瓦工の給料が高い理由としては、韓屋の増加に比べて瓦工の数が少ないこと、1 日の労働時間が長いこと、などが指摘された。屋根瓦の工事は、瓦工場が施工まで請け負う場合が多い。

4.4 設計事務所

幸福村事業の韓屋はほとんどが設計施工分離で供給されている。施工会社がおおよその設計を行い、設計事務所が申請用の図面を作成する『代願』も広く行われている。こうした簡単な設計を行う場合の設計料は 30 坪の住宅 1 棟あたりで 130～200 万ウォン（B01 社）、250 万ウォン程度（B09 社）などと低い。幸福村事業では、村全体 10 棟程度の設計を 1 社が担うことで設計料を下げ場合も見られ、B06 社は、通常住宅 1 棟当たりの設計料は 250 万ウォン程度だが、村全体で依頼する場合は 200 万ウォン

ン程度であると述べた。尚、幸福村事業において、設計事務所の指定制度はない。

一方で、文化財などの伝統韓屋の設計資格を持つ設計事務所の場合、住宅 1 棟の設計料は 1500 万ウォン程度（A01 社）、最低 1000 万ウォン（B01 社）、などと高く、代願を行う設計事務所とは異なる市場を形成している。

幸福村事業の韓屋設計についても、2010 年頃は過当競争が起き 140 万ウォン／棟程度に設計料が下がったが、現在は 250 万ウォン／棟程度まで上昇したという意見も見られた（B09 社）。幸福村事業の韓屋設計を継続的に行う A02 社は 5 年間で 170 棟程度の韓屋を設計しているが、設計料は当初 130 万ウォン／棟程度であったが、現在は 200 万ウォン／棟程度まで上昇したと述べた。

加えて A02 社は、幸福村事業開始当初は施主と施工会社で設計の概略をかためてから設計事務所に依頼する場合が多かったが、2010 年頃からは施主が設計事務所に設計を依頼してから施工会社を探す場合が増えたと述べた。幸福村事業も開始から 5 年以上が経過し、施工会社、施工会社ともに一定の淘汰が行われたと考えられる。

4.5 木材流通

幸福村の韓屋では構造材には輸入材（ダグラスファー）、垂木には韓国産材（カラマツ）が一般に用いられている。施工会社 20 社のうち 14 社は、製材所から構造用の輸入材を購入している（製材所から施工に進出した B02、B03 の 2 社を含む）。この 14 社のうち 4 社（B04、B07、B16、B17）は伐出商と呼ばれる韓国産材の伐採・搬出を行う主体から韓国産材を購入している。他 6 社は施工会社内に製材設備を備え、輸入材は商社から、韓国産材は木商から購入している。

製材所インタビューから、韓国産材の流通は、伐採許可を山主が得て、山主の代行で伐出商が伐採・搬出を行い、原木を製材所が買い取り、施工会社から注文を受けて製材所が製材する。尚、韓国産材は 11 月から 2 月までに集中的に伐採される木材を伐出商から購入する施工会社 6 社のうち文化財系 2 社（B04、B07 社）や製材所、1 年間で消費する韓国産材をこの時期にまとめて購入する。



写真 4-1 文化財系の施工会社 B04 社が保管する木材

韓国産材の流通では、伐出商が伐採、搬出、製材所までを担っており、日本の原木市場、製品市場のような主体は見られなかった。パルプ工場やMDF工場などまとまった量の原木を必要とする工場に対しては、伐出商の次に中間収集商と呼ばれる流通業者が存在する。中間収集商は工場に納入する資格を保有しており、大量に原木を納入した場合は工場から追加的な報酬を受け取る。伐出商と中間収集商を合わせて『木商（モクサン）』と呼ぶ場合も見られる。

先述のように、韓国では森林蓄積が増加し、その活用が課題になっている。一方、施工会社・製材所インタビューでは、韓国産材には美観や災害防止のためのアカシアなど、建築材料として用いにくいものが多いことや、外国産材と比べて価格が高いことも指摘された。

以上は韓国産材の流通であるが、幸福村事業の韓屋の構造材は、断面の大きな部材が使われることから、そのほとんどが北米産のダグラスファーである。幸福村事業によって、ダグラスファーの需要が増加したため、製材所L4社とL5社では、商社を通しての購入から、自社で直接輸入する方式に切り替えた。

施工会社が製材所で木材を購入した場合、製材所内の一画で大工が木材を加工する。大工は製材所内の一画を作業場所として使えるとともに、製材機械や運搬機械なども使うことができる。インタビューを行った製材所5社のうち幸福村の韓屋用木材を扱う4社全てでこうしたサービスを行っている（写真4-1）。



写真 4-2 製材所の一画で加工する大工

5. 住宅の特徴

5.1 標準設計図書

全羅南道は、韓屋設計者の少なさや現代の生活様式に合わない間取りなどを、韓屋普及の阻害要因と認識しており、2005年に標準設計例を発刊した。標準設計例は一般型6タイプ、3世帯型4タイプ、複層型4タイプ、計14タイプ（延床面積64.4㎡～236.5㎡）の基本計画図面と設備図面からなり、無料で提供されている。

標準設計は入母屋造で、伝統韓屋の「一」、「L」、「コ」、

「ロ」平面形状（図4-1）の中から「一」・「コ」の2平面が選ばれている。平面では、韓屋における主要な要素である板の間や縁側を設置している。一方で、小屋組では飛檐垂木をなくして地垂木だけの軒を出し、柱の上に組物がない単純な形式が用いられる（図4-2）。

このように標準設計例は、伝統的な意匠を持ちながら施工の簡略化と工事費削減を意図している。一方で、現代的な平面構成に合わせるため、玄関の設置や伝統韓屋より長い2.7～3.3mを柱間距離に採用する、あるいは室内を広くし縁側の面積を減らすといった工夫も見られる。また、バスルームやボイラー室などは背面の軒下空間を積極的に活用している。

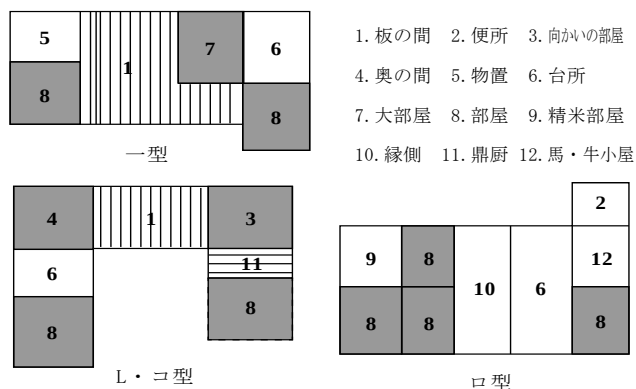


図 4-1 伝統韓屋の平面形状

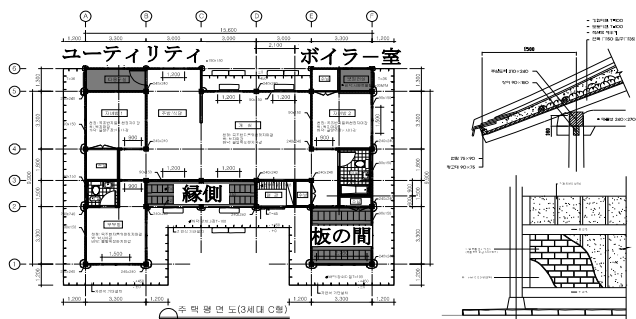


図 4-2 韓屋標準設計例（コ型）¹²⁾

5.2 住宅価格・面積

全羅南道は幸福村事業によって技術開発を促し、韓屋の価格を400万ウォン／坪程度まで下げる計画である。尚、伝統的な韓屋の価格は、全羅南道周辺で800万ウォン／坪程度以上、ソウル周辺では1200万ウォン／坪程度以上である。

しかし、多くの施工会社が、400万ウォン／坪程度では、性能に問題のある韓屋しか建設できないため、500～600万ウォン／坪程度が適切ではないかと答えた。平均的な坪単価は、施工会社20社で400万ウォンから850万ウォン程度まで幅が見られた。また、複数のインタビューで、施工会社指定制度が導入されるまでは、建設費用のみの競争がおり坪単価が低下したが、現在は上昇

傾向にあることが指摘された。こうした点は先述の設計料と共通している。

坪単価の差についてたずねると、同じ施工会社であっても住宅の平面形や瓦の種類によって、大まかに坪単価が異なる場合が見られた。平面形状で異なる例として、B03 社の坪単価は、「一」型が 550 万ウォン／坪、「L」型が 590 万ウォン／坪（30～40 万ウォン追加）、「ㄱ」型が 640 万ウォン／坪（50 万ウォン追加）である。これは平面形状によって、手間がかかるためである。他に B01 社では、セメント瓦を使うと 520 万ウォン／坪程度で、土瓦では 650 万ウォン／坪程度と述べた。これは瓦自体の価格の異なるためである。

幸福村事業で供給される住宅はほとんど平屋であり、延床面積は、インタビューした施工会社 20 社の大半が 30 坪未満（約 100 ㎡未満）である。これは 100 ㎡を超えると、防火設備の設置等が必要で、行政的な手続きも複雑になり、施主・施工会社共に税金が追加されるためである。しかし、30 坪以下の住宅として施工し、竣工後に増築を行う事例も多く見られた（写真 5-1）。こうした増築を新築時の施工会社が、新築時から継続して手掛ける事例も見られた。



写真 5-1 増築工事中の韓屋

5.3 韓屋建築推進指針と構法の特徴

1) 韓屋建築推進指針

先述のように、幸福村事業の韓屋に対しては、全羅南道韓屋委員会の審査が行われる。本節では、その審査にも使われる「韓屋建築推進指針（以下、指針）」について述べる。指針は 2006 年 9 月に韓屋支援条例施行規則で定められたもので、数回の改定が行われた。表 5-1 に指針で定められた主な内容を示す。

指針では、主に伝統的な外観と親環境建築材料の使用に関して定められている。親環境材料とは健康に悪影響がない、あるいは健康に良いとされる材料で、基本的に自然材料を使ったものである。以下に、指針の構法的な内容とともに、幸福村 23 村の竣工住宅および施工現場の目視調査から、指針で規定された部位にどのような構法が見られたかをまとめる。

表 5-1 韓屋建築推進指針（抜粋）

部位等	条件
配置・敷地	南向き、敷地面積 500 ㎡以上 ^{注15)} 、隣接する家屋との距離は 100m 以内にする。
平面計画	建築面積は 85 ㎡以上で、縁側と民宿の客室として活用可能なゲストルームを設置 ^{注16)}
設備	再生可能エネルギー（太陽光、風力等）設備の設置推奨。
基礎	独立基礎または布基礎で礎石上端面の寸法は柱の断面と同じ寸法にする。
柱・梁	外周部の柱は円形にして露出し、柱・梁などの主要構造部材は 1 つの原木から製材されたものとする。
屋根	本瓦葺で、瓦の材料は土またはセメントとする。島嶼地域のみオレンジ色のセメント瓦を使用。
壁・床	水廻り以外の場所にセメント類材料（煉瓦など）の使用は禁止で、黄土などの親環境建築材料を使用する。
窓・玄関	木材または木材色のもので施工する。
電気	外部から引入れる電気線は地下に埋設する。
庭・塀	塀は自然と調和する材料で施工し、庭にコンクリート舗装は禁止
その他	集成材の使用禁止、道内産出の建築材料の優先使用

2) 基礎

指針で基礎は、独立基礎か布基礎にすることと定められている。目視調査や施工会社のインタビューでは独立基礎の事例は見られなかった。礎石に関して指針では、雨水が溜まることによる柱脚の腐朽を防ぐために、上端面の寸法を柱径と同じ寸法に加工することが定められており、加工した礎石に柱を固定せずに載せる（写真 5-2）。



写真 5-2 布基礎と礎石

3) 軸組・構造材

柱・梁などの主要構造部について、外周部の柱は円形にして露出することが定められている。同時に、主要構造部は「1 つの原木から製材した木材を使用すること」が定められており、集成材の使用は認められない。

一方、柱・梁などの寸法に関する規定はない。調査を行った 23 村では、柱に末口 240～330 mm φ 程度、梁も幅 240 mm 程度、せい 400 mm を超える断面の材が使われてい

る（写真 5-3）。

断面寸法の大きさについて、施工会社、設計事務所のインタビューからは、「庶民住宅には過剰」、「コスト増加の一因になっている」、「乾燥や機械加工が難しい」という否定的な意見があった。実際に、施工現場では上棟段階で柱・梁に大きな割れが発生した住宅も見られた。一方で、「意匠的な視点からは現在の断面寸法でも小さい」、「乾燥が不十分であるため構造的な安全性を考慮した寸法」という肯定的な意見もあった。



写真 5-3 構造材組立状況

大断面材を用いるため、柱・梁には北米産のダグラスファーが広く用いられている。韓国産のリクマツ（陸松）を柱・梁に用いると回答したのは、施工会社 20 社中 2 社であり、施主の要望がなくてもリクマツを使うのは B14 社 1 社にとどまった。文化財修復などに用いられるリクマツは、文化財建築の施工資格を持つ B05 社や経営者が木材流通に携わった経験のある B06 社で一部見られた。

木材価格も、大工の加工賃と同様に、才当たりで計算される。構造材の価格はダグラスファーの場合、施工会社が製材所から購入する価格で 1,800 ウォン／才程度、製材所が商社等から購入する価格は 700 ウォン／才程度である。尚、国産のリクソンの価格は、製材所が伐出商から購入する価格で 800～16,000 ウォン／才程度と断面積等によって大きく異なるが、ダグラスファーより高いという認識が一般的である。また、30 坪を基準とすると、住宅 1 棟当たりの木材使用量は 20,000 才程度である。

4) 壁

指針では、水廻り以外の場所にセメント系材料を使用することが禁止されている。幸福村の韓屋では伝統構法の土壁を用いる場合もあるが、壁下地に赤煉瓦（外部）や黄土煉瓦（内部）を用いる組積造壁が多く用いられている。煉瓦間の接合には黄土モルタルを用いており、柱間には貫を設ける（写真 5-4）。

内壁の仕上げは、黄土モルタルに加えて韓紙と呼ばれる紙を上張りする。外壁の内側では、柱と壁が接する面

の緩みによる熱損失を防ぐために外部に面する内部壁全体に断熱材を張って大壁のように仕上げた住宅も見られた。外壁の仕上げ材は、漆喰や黄土モルタルが使われており、対象とした施工会社では黄土モルタルが比較的に多く使われる。仕上げは黄土煉瓦を下地として、2 回程度下塗りを行った上に左官仕上げをする。



写真 5-4 煉瓦壁

5) 屋根

指針では、屋根仕上げとして土またはセメントを原料とした本瓦葺き（丸瓦と平瓦を使用）の使用が定められており、島嶼地域ではオレンジ色のセメント瓦の使用が義務付けられている。

調査した 23 村の事例では、屋根は全て入母屋造で軒に反りが見られた（写真 5-5）。この反りを出すためには、野地板の上に積心（土の量を減らして重量を低減するため野地板の上に載せる木部材）を載せた上で、土を載せて角度を調整することが一般的であるが、調査では工事費を削減するために、積心や土の量を減らして垂木の角度を調節する、あるいは瓦棧木を用いる事例も見られた。

目視調査や施工会社インタビューではセメント瓦が広く使われている。セメント瓦が使用する理由について、施工会社と瓦工場 1 社のインタビューから、セメント瓦は土瓦に比べて 30 坪程度の住宅で 2,000～3,000 万ウォン程度費用が安くなることが挙げられた。丸瓦と平瓦を 1 枚に合せたセメント瓦の使用も見られた。



写真 5-5 屋根施工状況

施工会社 20 社のインタビューから垂木の樹種は韓国産カラマツで、かつてはヒノキも使われていた。カラマツは江原道産が広く用いられている。垂木には、直径 120～150mm 程度の円形材のみが用いられている。カラマツの価格は 1,200 ウォン／才あるいは 23,000～24,000 ウォン／本程度であり、30 坪程度の住宅では 5,000 才程度のカラマツが用いられる。

また、今回の調査対象においてはほとんどの韓屋には飛檐垂木が用いられており、韓屋標準設計例のような飛檐垂木が省略された韓屋は見られなかった。垂木は隅部のみ放射状に使われており、隅部では住宅内部側に向けて垂木が大きく削られている（写真 5-6）。



写真 5-6 隅部垂木施工状況

6. まとめ

本研究では、近年の韓国における木造軸組構法住宅生産の実態について、韓国南西部・全羅南道で進められている幸福村事業を中心にまとめた。

まず、戦後の韓国における木造住宅生産の変遷を文献・統計および中央行政等へのインタビューを元にまとめ、戦前の伝統的木造住宅生産からの急速な RC 化、大工技能・木材産業の衰退、技能者・地域木材が不足する中での 2×4 構法の導入、プレカット工法など新技術を用いた木造軸組構法住宅の再評価という流れを指摘した。幸福村事業は、国土海洋部の新韓屋政策に代表されるような 2000 年以降の木造軸組構法住宅再評価の先駆的な取り組みと位置づけられる。

次に、幸福村事業の経緯や補助制度の概要を明らかにした。2000 年代前半までソウルなどの都市部で行われた、観光施設としての韓屋保存・修復と比べると、幸福村事業は実際に居住するための韓屋建設を行う点に特徴がある。木造住宅着工数が限られる韓国において、伝統的意匠を備えた木造住宅を年間数百棟というまとまった量を供給する点も大きな特徴と言える。全羅南道の基準を満たした場合は、建設費の半分程度の補助金や低利融資を受けることができることが、居住者にとって韓屋建設の大きなインセンティブとなっている。

幸福村事業の住宅生産システムについては、施工会社

指定制度が 2010 年に開始され、現在では一定の施工実績や技能者の雇用を行う施工会社のみが施工を行える。また、指定施工会社 20 社のインタビューを中心に、施工会社の規模、出自による特性の違い等に加えて、大工・職人の種類や雇用形態、設計業務の特徴や近年の傾向、木材流通フローがどのように構成されているかを具体的に明らかにした。

幸福村事業の住宅の特徴については、標準設計図書、指針、実際に用いられている構法の 3 点からまとめた。全羅南道の標準設計図書と指針では、伝統的意匠や親環境材料の使用が定められる一方、現代的な生活と合わせる工夫も見られる。実際に建設される住宅の特徴として、基礎、壁、屋根といった各部構法や使用される木材の樹種、断面寸法、価格などを具体的に明らかにした。特に幸福村事業の韓屋に用いられる柱、梁の断面寸法に対しては、構造性能や意匠の面から施工会社によって異なる意見が見られた。

幸福村事業は、RC 造集合住宅に偏った戦後の韓国における住宅供給に対して、木造軸組構法住宅という新たな選択肢を提供するものである。幸福村事業は開始から 5 年程度が経過したところであり、伝統的意匠を積極的に用いる点などから今後定着するか判断することは難しい。しかし、幸福村事業のような韓屋を用いた住宅地開発は現在、ソウル市住宅供給公社等によって他地域でも取り入れられ、一定の広がりを見せている。幸福村事業は、技術者や材料の不足が認識されている中で道知事がトップダウン型で始めた事業であるが、施工会社指定制度のように制度の調整を行いながら推進されており、設計料の上昇に見られるように実際に木造軸組構法住宅生産が行われる中で、住宅生産システムが整えられていく側面も見られた。

<注>

- 1) 2011 年の住宅許可戸数に占める戸建住宅の割合は 9% なのに対し、マンション、低層集合（多世帯住宅＋連立住宅）はそれぞれ 65%、22% を占める。尚、本論文で用いる建築着工数に関する統計は「国土海洋統計スリポータル」(<https://stat.mltm.go.kr>) による。
- 2) 大工技能について、李は 1960 年代の森林保護政策以降、優秀な木構造技術の継承が断絶したと指摘している（参考文献 8）。森林政策においても崔が指摘するように、1980 年代までは治山緑化が主たる目的であり、経済林の造成はあまり行われてこなかった（参考文献 6）。
- 3) 参考文献 7 では 1990 年頃の田園住宅の大半が、『軽量骨造』と呼ばれる 2×4 構法住宅であることを指摘している。
- 4) 参考文献 10 や施工会社・木造建築教育施設インタビューから、2×4 構法も 1990 年代は木材と他の住宅建材を合わせて 1 棟分輸入するパッケージ輸入が行われていた。これは韓国で 2×4 構法用の木材、部品が流通していなかったためである。1990 年 10 月には、AF&PA（全米林産物製紙協会）のソウル事務所が設置されるなど、北米・欧州からの輸出が見られた。現在は、2×

- 4 構法用の木材や部品は韓国内の標準的な建材屋等で入手することができるため、パッケージ輸入を行う割合は減少している。
- 5) ソウルでは 2001 年から 2006 年に北村ガクギ（ガクギは直訳すると整備だが、ここでは主に保存を目的とした整備の意味）事業が行われた。この影響は 2008 年のソウル市の韓屋宣言にも見られる。尚、韓屋宣言では保存に限らず韓屋の新築にも言及している。また、全州では、1998 年から 2005 年にかけて、韓屋村造成事業が行われた。2006 年からの伝統文化保存事業ではより積極的な韓屋の保存活用が図られている。
 - 6) 北村保存事業は住民とソウル市の協力で行われた韓屋住宅地保存の先駆的な事業である。北村を中心に 8 年間で 310 棟に対して補助が行われ、1200 棟の韓屋を保存した。中でも韓屋修繕費用支援事業は韓屋の改修・補修時に 3000 万ウォンの補助と 2000 万ウォンの融資をソウル市住宅局建築課韓屋文化チームが行った。2008 年のソウル市の韓屋宣言後には、支援地域を拡大し、支援金額を 2 倍にした。また、韓屋文化チームは韓屋文化課に引き継がれ、韓屋密集地域の観光プログラム作成や、観光目的の韓屋村の新規造成なども行っている。
 - 7) 住居用建築物は単独住宅と共同住宅からなる。さらに、単独住宅は単独住宅、多重住宅、多家族住宅、公館からなり、共同住宅はアパート、連立住宅、多世帯住宅等からなる。日本の戸建住宅は単独住宅に含まれる。
 - 8) 尚、国土海洋部の新韓屋プランでは工業化した木造軸組構法住宅の目標供給棟数を年間 5000 棟としており、年間 5000 棟の木造軸組構法住宅が供給されるようになれば、民間企業によって木造軸組構法住宅の施工合理化や性能向上が起ると指摘している（参考文献 11）。山林庁や木造住宅関連団体等のインタビューでも、現在供給されている木造住宅の大半は 2×4 構法住宅だと認識されている。
 - 9) 森林蓄積、木材自給率に関する統計は「第 41 号林業統計年報」（山林庁、2011.9）から編集した。
 - 10) 市・郡・区に次いで小さい行政区分で、日本における村に相当する。
 - 11) 敷地の造成後、幸福村への認定が予定されている村で、2013 年 5 月時点では 21 村 597 棟が含まれる。
 - 12) 幸福村事業の目的の 1 つは、都市部の住民に農村・漁村部への移住を促すことにあるため、全羅南道で最も人口が多い都市である木浦市は対象から除外されている。
 - 13) 田園村事業とは、農村・漁村の空洞化対策を目的として 2004 年から始まった開発事業で、首都圏と広域市以外の農村・漁村の面地域に新しく造成される 20 戸以上の村に対する基盤施設費を支援する制度であるが、公共機関や入居者組合以外の民間業者による開発は認められていない。
 - 14) 国家の木造建築関連資格の中で文化財修理技術者や文化財修理技能者（韓式木工[韓国の伝統的な木造建築構法]とドザビ工[伝統的な木造建築物を解体せずに全体、または部分的に持ち上げる技能者]のみ）を指す。
 - 15) 敷地面積を 500 ㎡以上にした理由について全羅南道道庁は、農漁村の住宅には作業場の確保が必要であることをあげた。
 - 16) 農村・漁村の付加的な所得創出のために各幸福村の韓屋には観光客が宿泊できるゲストルームを設置することが定められているが、ここで民宿のような事業を行うかどうかは住民の意思に委ねられている。2012 年 5 月に現在、民宿業を申告して営業している幸福村の韓屋は 334 棟（2012 上半期全羅南道知事公約事項推進状況報告書より）である。

＜参考文献＞

- 1) 権藤智之、金善旭、金容善、蟹澤宏剛：近年の韓国における木造住宅生産に関する研究 2000 年代以降の木造軸組構法に関連した動向、日本建築学会計画系論文集、第 78 巻、第 688 号、pp.1347～1354、2013.6
- 2) 都市住居研究会：-韓国における「日式住宅」-異文化の葛藤と同化、建築思潮研究所、1996.1
- 3) 布野修司ほか：韓国近代都市景観の形成 日本人移住漁村と鉄道町、京都大学学術出版会、2010.5
- 4) 羅羽哲、阿部浩和：韓国大邱市邑城区域における都市型韓屋の維持・転用の現状と住民意識に関する考察、日本建築学会計画系論文集、第 77 巻、第 677 号、pp.1633～1642、2012.7
- 5) 權泰穆、小浦久子：都心住宅地における歴史的環境の保全施策と居住者の環境評価に関する研究-韓国・ソウル北村地域の都市型韓屋を事例にして-、日本建築学会計画系論文集、第 598 号、pp.95～100、2005.12
- 6) 崔洙林ほか：韓国における国産材利用の実態と展望-林産物総合流通センターの事例として-、九州森林研究、第 55 号、pp.27～31、2002.3
- 7) 金榮淑：韓国における洋式木造住宅の導入と韓国産木材使用の機会、木材工業、第 55 巻、第 9 号、pp.409～413、2000.9
- 8) 李榮蘭ほか：韓国における木造住宅建設の実態に関する研究、日本建築学会技術報告集、第 23 号、pp.309～314、2006.6
- 9) 朴文在ほか：韓国の住宅市場構造と木造住宅開発、木材工学（韓国誌）、第 19 巻、第 3 号、pp.45～52、1991.9
- 10) 崔洙林：韓国市場における住宅市場の変化と木材需要、林業経済、第 59 巻、第 9 号、pp.17～27、2006.12
- 11) 李康民：韓屋現代化の為の政府事業、住居（韓国誌）第 6 巻、第 1 号、pp.15～22、2011.6
- 12) 標準設計図－韓屋施工マニュアル、全羅南道、2006.03

＜研究協力者＞

岡安 大地	芝浦工業大学大学院修士課程
善林 洋貴	芝浦工業大学大学生
田端 彬	芝浦工業大学大学生